

2026（令和8）年度

「学校いじめ防止基本方針」

大阪市立長吉六反中学校

2026（令和8）年度 大阪市立長吉六反中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. 「いじめ」とは

① 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめは、人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを共通認識し、いじめの未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行わなければならない。

具体的ないじめの様態は、以下のとおりである。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・プロレス技を掛けられる
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・万引きを強要される
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・汚物その他の飲食物でない物を飲食させようとする
- ・下着を脱がされる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

*以上はあくまで例示であり、他にも様々な態様があり得る。

② いじめの理解・防止

「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうることである。」ととらえ、本校いじ

め防止基本方針を策定し、いじめを絶対に許さない学校づくりに取り組んでいく。

そのために、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることないよう生徒の様子を観察する必要がある。

「いじめがあるのではないか」という認識に立ち、生徒の日常の行動の中から生徒同士のパワーバランスの不均衡がないかを見極め、「いじめは人権侵害である。」という意識のもと、指導にあたる。

2. いじめの未然防止のための取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

① 子どもの様子を把握

生徒の様子を知るためには、教職員の気づきが大切だと考える。生徒たちの些細な言動から状況をおしはかることのできる感性を高めることが重要である。そのためにも、教職員研修の計画的な実施をすすめていく。

また、生徒の様子を知るためにも、いじめに関するアンケートの実施はもとより、日頃から生徒たちと場をともにし、相談活動ができる雰囲気を作り上げていくことが重要である。

② 自尊感情を感じ取ることのできる「居場所づくり」の取り組み

教職員の一言や一行動を子どもたちは注目している。生徒から信頼される良き範となるように努めなければならない。そのためには教職員が互いに学級経営や生活指導について相談することのできる職場の雰囲気作りが大切である。そのうえで、授業をはじめとした学校生活の場面において、「こんなに認められた」と思えるような授業づくりと教職員のあたたかい声かけを行わなければならない。

そして、生徒の自発的、自治的な活動を手助けすることで、生徒自身でいじめの防

止や、解決を図れる雰囲気を作っていく。具体的には、他学年の交流推進や、生徒会活動の活性化を推し進めていく。

③ 人権を尊重し、豊かな心を育てる取り組み

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であって、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。そのためにも、生徒が人のいたみを感じ、思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神を育てていく必要がある。

また、道徳の授業は生徒の心の成長に大きな力を発揮するものとする。いじめ問題は他人を思いやる気持ちや人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

④ 「主体的・対話的で深い学び」からの学び

生徒は、主体的・対話的で深い学びをすすめることで、自分自身で問題を解決し、他者のいたみや感情を受容するための想像力、感受性を身につけることができ、お互いが対等で豊かな関係を築くことができると考えられる。

あらゆる教科で主体的・対話的で深い学びをすすめる活動を発達段階に応じ展開していく。

⑤ 保護者、地域への働きかけ

いじめの実態や指導の方針などの情報を提供し、いじめの持つさまざまな問題、いじめをなくすためには保護者との連携が必要であることを理解してもらわなければならない。

そのためにも、ホームページ、学校だより、学年だよりなどを通して積極的に広報活動を行っていく。

3. いじめの早期発見についての取り組み

① 早期発見の基本姿勢

「いじめがあるのではないか」という認識に立ち、生徒の日常の行動の中から生徒同士のパワーバランスの不均衡がないかを見極めていく。そして、生徒間にみられるささいな兆候からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

② 早期発見の取り組み

- ・いじめ調査アンケートの実施。年3回程度予定（每学期1回）
- ・教育相談 年3回予定（5月・9月・2月）
- ・学級ミーティングの実施（いじめ防止委員会の前）
- ・きめ細やかな情報交換・情報共有（欠席状況の把握 等
生活指導部会・学年会・職員会議・不登校対策委員会など）
- ・スクールカウンセラーとの連携、いじめ相談窓口の周知 等

4. いじめが起きた時の対応

行為がいじめに当たるかの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

① いじめられた生徒に対して

事実確認とともに、生徒に対して共感することで心の安定を図るようにしなければならない。そして、自分自身を否定するような気持ちを持っていることも考えられるので、自尊心を高めるような配慮の必要もある。その上で、必ず解決できる・希望が持てるよう最後まで教職員が守り抜くことを伝える。

保護者に対しては、その日のうちに家庭訪問などで保護者と面談し、事実関係を伝え、

保護者の気持ちにも共感的に受け止めながら、学校としての指導方針、今後の対応を伝えていく。特に子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも連絡、相談してもらうよう話す必要がある。

② いじめた生徒に対して

いじめた気持ちや状況などについて、十分話を聞き、それにいたった子どもの背景にも目を向けながら指導を行う。そして生徒の中にいじめが決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちがわかるよう、粘り強く指導をしなければならない。

保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒やその保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図れるよう話していく。また、生徒が相手の気持ちを理解できるよう、そして、自分自身の意識が変容するよう今後の関わり方について一緒に考え、具体的な助言を行っていく。

③ まわりの生徒に対して

いじめは当事者間の問題だけではなく、まわりにいる学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは決して許さない」という気持ちを一人ひとりが持てるよう指導を行っていく必要がある。いじめを傍観している生徒や、はやし立てている生徒などが存在する可能性もあるので、集団として、継続して指導を行っていく。

また、この機会を通して、再発防止、未然防止のための取り組みを道徳や学級活動の時間などを利用しながら、互いが認め合える集団作りを形成していく。

5. 教育委員会、警察、地域等の関係諸機関との連携

いじめは学校だけで解決しようとするのではなく、教育委員会とも連携して、問題解決に向け指導助言などの支援を受ける必要がある。また、解決が困難な事案については、教育委員会と連携をし、警察や子ども相談センターなどの関係諸機関と対策を協議し、早期の解決を目指す。

6. その他(ネット上でのいじめ)

スマートフォンなどインターネットの普及により、ネット上でのいじめなどが各地で報告されているところである。未然防止には、学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、スマートフォンを管理する保護者と連携しながら、未然防止、早期発見に努める必要がある。

特に、書き込みによって、当事者以外からのいじめなどが発生する可能性も考えられるので、発見した場合には、文章や画像などの削除を早急に進めるためにも、関係諸機関との連携を必要とする。

7. いじめ問題を取り組みための校内組織

「いじめ防止対策推進法第22条」に基づき、次の校内組織を置く。

① 校内組織

- ・ 組織名 いじめ防止委員会

② 構成 (※は常任)

※校長、※教頭、教務主任、※各学年主任、※生活指導担当教諭(生徒指導主事)、養護教諭(事案に応じ、必要な教職員も加わる。)

③ 役割

いじめに関する情報や児童・生徒の生活指導上に関わる情報の収集や記録、共有を行う。さらに、いじめに関係する事案が生じた場合には、緊急に会議を行い、事実確認、指導の方針の決定を行うとともに、解決に向けての取り組みを進めていく。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

④ 開催時期

学期1回を基本とし、事案発生時には緊急に開催をする。

8. 重大事案への対処

「いじめ防止対策推進法第28条」により、次の対処を行う。

- ① 「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大な事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。
- ② 教育委員会の指導の支援のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- ③ 被害生徒、保護者に対しては、当該調査にかかる重大事態の事実関係など、必要な情報を適切に提供する。